令和３年度事業報告

令和３年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により持ち直しの動きが弱い状況にある。３月にはまん延防止等重点措置が解除され、大胆な金融政策、機動的な財政政策の下、回復軌道に戻ることが期待された一方で、資源価格動向や金融市場の変動、ウクライナ情勢等の経済への影響が懸念されている。

既存住宅の流通市場についてみると、東日本レインズの成約統計によれば、令和３年を通じて高い水準にあった首都圏の既存住宅の成約件数は、１月以降、対前年比で大きく減少に転じた。

このような中、令和４年度税制改正大綱において、住宅ローン減税が長期優良住宅等の環境性能等に応じて借入限度額の上乗せ措置等を講じた形で４年間延長され、既存住宅は築年数要件に代わり新耐震基準に適合することが要件とされた。さらに新築時に長期優良住宅等の認定を受けている既存住宅の借入限度額が 3,000 万円に引き上げられた。

国土交通省では、規制改革実施計画（令和２年７月閣議決定）を受けて「不動産 ID ルール検討会」、レインズ情報項目等を検討する「レインズ情報等検討委員会」･「レインズ情報項目等検討ワーキンググループ」、「不動産取引情報提供システム（RMI）の改善に関する検討委員会」を立ち上げ、検討が行われた。

これに関連する不動産取引環境の変化の動きとして、デジタル関連法が本年春に施行され、宅地建物取引業法上作成が義務付けられた書面の電磁的方法による交付が可能となる。

当協会としては、不動産流通の促進のためのこれら諸課題に即し、消費者ニーズを踏まえた提言を行うなど、各種提言や要望活動を行った。また、「FRK 提言 2020」に掲げる、「『安心・安全』な不動産取引が実現する市場」と「『多様なニーズ』が充足される厚みのある市場」を実現すべく、オピニオン誌等を通じて情報発信を行った。

以下、令和３年度の主な活動について報告する。

１．調査研究事業

（１）中古住宅購入における住宅ローン利用等実態調査の分析

中古住宅購入の際の住宅ローンの利用等について、前年度に実施したアンケート調査を詳細分析し、結果を6月に公表した。報告書では、住宅ローン控除制度が中古住宅取得の促進に大きな役割を果たすと同時に、同制度の築年数要件が築浅物件を選択する方向へ誘導している実態を示し、現行の築年数要件について問題提起した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料①）

（２）コロナ禍による顧客動向調査

コロナ禍における営業現場での顧客動向の実情を把握するため、FRK会員会社所属の全国営業所長に対しアンケート調査を行い、10月にその結果を取りまとめた上で、税制改正大綱に向けたFRK提言のエビデンスとして活用した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料②）

（３）複数拠点生活に関する意向調査

令和2年3月に実施した基礎調査を踏まえ、複数拠点生活のその後の変化の状況と、感染症拡大や多発する自然災害などの社会的関心事項によるニーズの変化をとらえることを目的とし、二度目の調査を行った。複数拠点生活のニーズは近年、多目的かつ幅広い年代に広がりつつあり、特に若い世代に広がってきていることが示された。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料③）

（４）住宅市場ポテンシャルに関する調査

平成28年から29年にかけて調査実施した「住宅市場ポテンシャルに関する調査」について、5年を経た首都圏、中部圏、近畿圏それぞれのマーケットにおける変化をとらえるため、調査を実施した。

（５）各種建物品質評価制度の公的裏付けのある統一プラットフォームへの再編・ワンストップ化の準備調査

「ＦＲＫ提言 2020」の具体化に向けて、令和3年12月～4年3月を第1期として、公益財団法人日本住宅総合センターに

業務委託のうえ、既往資料を活用した各建物品質評価制度の整理等の準備調査を実施した。

（６）「不動産流通業に関する消費者動向調査」の継続実施

「不動産流通業に関する消費者動向調査」を継続実施し、不動産会社等による瑕疵保証制度の利用状況、ホームインスペクションの実施状況、各種住宅税制の利用状況、新型コロナウイルスの影響、資金調達の実態、重要事項説明・売買契約締結でのIT 利用に対するニーズ等のオンライン調査結果を取りまとめ、政策要望等の提言に活用した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料④）

（７）既存住宅流通量推計・地域分析の継続実施

登記統計、総務省のデータや住宅土地統計調査結果等を活用した既存住宅流通量の推計を継続実施し、全国、都道府県毎、東京 23 区毎、神奈川県、埼玉県、千葉県の主要エリア、近畿エリア（大阪府、兵庫県）、中部エリア（愛知県）、札幌市、仙台市、広島市、福岡市を推計の対象として地域分析を行った。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑤）

（８）「不動産流通市場動向調査」の継続実施

会員企業 17 社の協力の下、取引件数、取引金額、手数料金額について、四半期ごとに集計を行い、市況把握のほか各種政策提言に活用した。また、平成 21 年度を 100 とした指数を作成し、協力会社に還元した。

（９）「FRK 不動産流通統計ハンドブック」の継続作成

不動産流通の基本的な統計データである人口・世帯数の推移、住宅ストック、土地利用の状況、住宅供給の状況、不動産流通、不動産証券化市場等に関するデータ、住宅の省エネ化に関するデータ等をまとめた「不動産流通統計ハンドブック 2022」を作成し、会員会社に配布した。

（１０）諸外国の不動産取引制度の研究

日米不動産協力機構を通じて、全米リアルター協会日本大使の西川ノーマン裕子氏による「コロナの影響と 2021 年米国不動産流通市況」に係る勉強会を現地と企画専門委員会をオンラ

インで結んで行い、講演録をFRKコミュニケーション第11号に掲載した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑥）

２．政策提言

（１）国土交通省における不動産流通促進に向けた検討会等の参画と検討結果への対応等

①レインズ情報等検討委員会

令和3年11月8日に第1回検討会が開催され、レインズ入力項目の充実、運用ルールの徹底、レインズ情報等を利用した業務効率の向上等について意見交換を行った。

②レインズ情報項目等検討ワーキンググループ

令和3年11月29日に第1回、令和4年1月14日に第2回検討ワーキングが開催され、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討を行った。

③不動産取引情報提供システム（RMI）の改善に関する検討委員会

令和3年12月7日以降合計3回の検討会が開催され、RMI（REINS Market Information）の改修による充実した成約情報の提供、提供データの匿名化、国土交通省の不動産取引価格情報との統合の可能性等に関する意見交換を行った。

④不動産IDルール検討会

令和3年9月24日以降合計4回の検討会が開催され、不動産IDのルール整備、活用に向けた留意点等に関する意見交換と検討を経て、「不動産IDルールガイドライン」が取りまとめられ、3月に公表された。

⑤ITを活用した重要事項説明等の社会実験への対応

個人を含む売買取引に関するITを活用した重要事項説明に加え、宅建業法にもとづく媒介契約書面、重要事項説明書、37条書面の電磁的方法による交付に関する社会実験が引き続き行われた。当協会からの委員も参加して開かれた社会実験の検証検討会の検討結果等を受けて関連省令、ガイドラインが公布

されたが、これらの作成にあたっては、国土交通省に意見を提出した。なお、電磁的方法による書面の交付に関する会員向けの「不動産取引の電子書面交付導入ガイドブック」を作成し、会員各社に提供した。（令和４年３月）

⑥不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会（国土交通省）

宅建業者による人の死の告知に関して「不動産における心理的瑕疵に関する検討会」（座長：中城康彦明海大学不動産学部長、非公開）が令和２年から合計７回開催され、令和３年10月には「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」が発出された。ガイドライン策定にあたっては、当協会より委員として検討会に参加し、不動産流通業の実務に則した視点から意見を申し述べた。

⑦消費者向けリースバックガイドブック策定に係る検討会

令和３年12月13日以降合計３回の検討会が開催され、住宅のリースバックについて消費者が柔軟な住まい方の一つとして安心して活用できることを目指して、適切な活用方策や留意点等について検討を行い、ガイドブックとして取りまとめた。

⑧建物状況調査等の実施状況の継続把握

会員会社における改正宅地建物取引業法にもとづく建物状況調査等について国土交通省との間で情報交換を行うため、会員会社による実施状況に関する調査を実施した。

⑨マンションの管理情報の開示に向けた取り組み等

令和４年４月から施行される改正マンション管理適正化法に基づく「管理計画認定制度」および一般社団法人マンション管理業協会が実施する「マンション管理適正評価制度」について、消費者の管理情報の開示促進につながる制度運用を図る観点から、同協会と意見交換を行った。

（２）税制改正要望

不動産流通市場の活性化と持家取得を促進するため、期限切れとなる住宅ローン減税、直系尊属から住宅取得等資金贈与を受けた場合の非課税措置等の延長を要望するとともに、住宅特例に関する最低床面積要件の引き下げ、住宅ローン減税の要件

である築年数要件の緩和、2戸目住宅の住宅ローンの適用、土地の固定資産税に係る課税標準の据え置き等を要望した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑦）

この結果、令和4年度税制改正大綱において、住宅ローン減税が長期優良住宅、ZEH住宅、省エネ住宅等の環境性能に応じて借入限度額の上乗せ措置等を講じた形で4年間延長され、控除率と所得制限額が引き下げられたものの、新築住宅については1年間ではあるが、床面積要件を40㎡に緩和する措置が継続することとなった。既存住宅は築年数要件に代わり新耐震基準に適合することが要件とされ、さらに新築時に長期優良住宅等の認定を受けている場合は借入限度額が3,000万円に引き上げられた。また、土地の固定資産税については課税標準額の上昇抑制策がとられることとなった。

（３）金融関連要望

住宅金融支援機構に対し、フラット35Sの金利優遇措置の継続と金利優遇▲0.3%および優遇期間の拡充、融資率の上限10割の継続と上乗せ金利の引下げ措置とともに、法律により認定されたマンションについての金利優遇、事前審査の確度の向上および借入面積要件の撤廃等を要望した結果、フラット35Sの金利優遇措置は▲0.25%、優遇期間は5年間の形で継続され、融資率の上限10割も継続されたほか、新たに改正マンション管理適正化法の認定を受けたマンションの金利優遇がなされることとなった。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑧）

（４）オピニオン誌「FRK コミュニケーション」の継続発行

不動産流通業の実態・当協会の考え方を伝えるためのオピニオン誌『FRKコミュニケーション』第11号を7月、第12号を1月に発行し、国会議員・行政機関・マスコミ・業界団体等に配布した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑨）

３．法改正等への対応

（１）反社会的勢力排除への取組

不動産業６団体等で構成する不動産業･警察暴力団等排除中央連絡会（令和４年３月に開催）および京都の協議会（令和４年２月に書面開催）に参画した。

（２）犯罪収益移転防止法の改正の動向への対応

令和３年８月に公表されたFATF（Financial Action Task Force）第４次対日審査結果を踏まえ、警察庁および国土交通省から提供される情報を会員宛に周知するほか、国土交通省による「犯収法ガイドライン」の策定や、犯収法等連絡協議会による「犯収法ハンドブック」の改訂に係る検討に参画した。

（３）第二種金融商品取引業における規制への対応

第二種金融商品取引業登録を受け、第二種金融商品取引業協会に未加入の会員を対象に研修会を開催した。研修会は、令和３年８月に「証券検査とはどういうものか」（講師：有限責任監査法人トーマツ　高橋浩氏）について、令和３年11月に「顧客本位の業務運営に関する原則」（講師：長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 梅澤拓氏）について、オンデマンドでのセミナーを開催した。（第二種金融商品取引業協会主催、不動産協会、不動産証券化協会、当協会共催）

（４）賃貸住宅管理適正化法への対応

賃貸住宅管理適正化法の施行（令和３年６月）に際し、事前に会員宛に周知した。また、その後のフォローアップとして、賃貸住宅管理業法の解釈･運用の考え方およびサブリースガイドラインの改正（令和４年２月）や賃貸住宅管理業登録申請の促進について（令和４年３月）を会員宛に周知した。

４．研究助成事業

当協会ホームページへの募集要項の掲載のほか、首都圏の主要大学等（50大学等82学部）および不動産学会に募集要項の案内を依頼し、7件の応募（前年度比３件増）があり、令和３年10月27日開催の研究助成選考委員会の審査を経て、「不動

産取引価格からみたウォーカビリティと将来人口の関係性:大阪都市圏を対象として」など3件（前年度比1件増）の助成を決定した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑩）

助成対象論文については、FRKホームページで一般に公開しているほか、オピニオン誌「FRKコミュニケーション」への概要掲載も行っており、同第12号（令和4年1月発行）において「既存マンションの経年減価に対する取引当事者の態度変容」（令和元年度助成対象）を紹介した。

５．消費者啓発・広報事業

消費者の既存住宅流通への関心と不動産取引の知識の向上を図り、不動産流通業界への親近感・信頼感を醸成するため、以下の活動を実施した。

（１）消費者向けセミナー

【本部】「第16回FRK住まいと暮らしのセミナー」

①開催日時：令和4年3月12日（土）

②開催場所：東京国際フォーラム

③開催形態：会場聴講とオンラインでのライブ聴講
およびアーカイブ配信

④参加者数：会場聴講52人
オンライン視聴数466回
（当日358回・アーカイブ108回）

⑤講演内容

第1部「人を豊かにする二拠点生活　始め方と続け方」
講師・ファシリテーター：馬場美織氏
（NPO法人南房総リパブリック理事長）
ゲスト：川鍋宏一郎氏　大塚彰宏氏

第2部「石井佳苗さんが考える、これからの住まいの作り方」
講師：石井佳苗氏（インテリアスタイリスト）
ファシリテーター：熊谷多生氏
（リビングデザインセンターOZONE）

⑥後援：国土交通省、東京都

【近畿支部】「住み替えと暮らしのセミナー2021」

①開催日時：令和3年10月3日（日）

②開催場所：ザ・リッツ・カールトン大阪

③開催形態：会場聴講とオンラインでのライブ聴講
およびアーカイブ配信

④参加者数：会場聴講 114名
オンライン視聴数477回
（当日390回・アーカイブ87回）

⑤講演内容

第1部「中古住宅購入のチェックポイント」
講師：国土交通省近畿地方整備局建政部
不動産業適正化推進官 田邊りさ氏

第2部「今求められる地域の活性化」
講師：元宮崎県知事 東国原英夫氏

⑥後援：国土交通省近畿地方整備局、日本経済新聞社大阪本社

（２）当協会の活動、調査研究の成果や各種提言

5月27日　第52回定時総会および
臨時理事会決議事項のお知らせ

6月8日　「中古住宅購入における住宅ローン利用等
実態調査」結果報告

9月22日　「令和3年度都道府県地価調査」に関するコメント
（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑪）

10月20日　「コロナ禍による顧客動向調査」結果発表

10月28日　第26回「不動産流通業に関する消費者動向調査」
結果報告

12月10日　令和4年度税制改正大綱理事長コメント

1月1日　2022年理事長年頭所感

3月18日　「複数拠点生活に関する意向調査」結果発表

3月23日　令和4年地価公示に関するコメント
（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑫）

（３）消費者の不動産取引への理解促進のための啓発・広報活動

不動産流通への理解促進のため、消費者向けに「不動産取引はじめてガイド」および「FRK 標準重要事項説明書・売買契約書の見方」を作成し、当協会のホームページに掲載した。

６．不動産適正広告事業

「首都圏不動産公正取引協議会」の構成団体として、同協議会と連携し、不動産取引の公正化と消費者利益の保護を推進するため、実務に即した研修を実施した。また、適正な広告表示を推進するため、「FRK インターネット広告マニュアル」を活用して会員への研修および表示規約を遵守した表示の普及・啓発を行った。

さらには令和 4 年 9 月 1 日施行予定の改正表示規約に対応するため、上記「FRK インターネット広告マニュアル」の改訂版の作成を開始した。

７．レインズサブセンター事業

（１）適正なレインズ利用ルールの徹底

各地域の「指定流通機構」の構成団体として、機構の運営に参画し、適正なレインズ利用ルールの徹底を図るとともに、他団体との連携を強化した。

（２）「東日本不動産流通機構」の新システムへの協力

「東日本不動産流通機構」の新システム（令和 3 年 1 月稼働）の円滑な運営に協力した。また、令和 4 年 1 月に全国 4 機構のシステム統合が行われるに際して、中・四国支部、九州支部と協力して西日本レインズ会員向けに勉強会を開催する等、円滑なシステム統合に貢献した。

（３）「FRK データ提供システム」の運営等

レインズサブセンターとして会員サービス向上の一環として多様なレインズデータの利活用が行えるよう「FRK データ提供システム」を運営した。利用会員の利便性向上のため、検索

機能の修正・強化、法人管理者機能強化、4機構システム統合対応等のシステム改修も実施した。

また、「FRK提言2020」における「鮮度の高いマーケット情報の提供等」について方策を検討し、先ずは会員向けに1年以内の都市部の土地・マンションの成約情報の分析を開始することとした。

８．標準書式事業

デジタル化整備法に基づき、売買契約書等標準化ワーキングの場で、電磁的方法による書面の交付や電子契約システムの導入等を踏まえた売買契約書、重要事項説明書等のIT化を検討した。その他、宅建業関連法令の改正や、人の死の告知に関するガイドライン公表に対応した重説書式と解説書・物件状況等報告書等の付属書式の改訂に取り組んだ。

９．研修事業

不動産流通業務の高度化に伴い、従業者の育成が益々重要度を増すなか、不動産取引基礎研修・不動産取引実務研修・不動産取引管理者研修を三本柱とした階層別研修および特別講座を、新型コロナ感染対策を講じつつ実施した。

（１）不動産取引実務研修

入社5年目以上の中堅クラスを対象とした講座別の実践的な研修を、対面形式とオンラインを併用して実施した。

【上期】6月～8月に実施。受講者計1,738名。

（講座）税務、法律、重要事項説明、建物状況調査、
紛争クレーム、不動産広告、リフォーム、
賃貸トラブル、競売公売不動産、不動産登記

【下期】2月～3月に実施。受講者計1,658名。

（講座）法律、税務、重要事項説明、紛争クレーム、
価格査定、不動産信託受益権取引

（２）不動産取引基礎研修

入社1～2年の新人社員を対象にした研修を、12月6日・10

日の２日間で実施した。受講者 59 名。

（講座）重要事項説明、税務知識、価格査定、資金計画、
広告の基礎知識、建物基礎知識

（３）不動産取引管理者研修

営業管理職を対象にしたマネジメント能力養成講座を 11 月 27 日に実施した。受講者 13 名。

（テーマ）リーダーシップとチームビルディング講座

（４）特別講座

実務研修に加えてコンサルティング力のさらなる向上を目的とした研修を、11 月 8 日～30 日の期間でオンライン講座にて実施した。受講者 113 名。

（テーマ）営業現場に必要な税知識
［クレーム現場に対応］詳細編

１０．インターネット事業（FRK ハブシステム）

不動産物件情報を幅広く消費者に提供するため、提携サイトに対し、掲載エラー減少のための改善要望を継続的に行った。また、令和 4 年 9 月 1 日施行予定の改正表示規約に対応するため、提携先とシステム改修の検討を開始した。

１１．会員交流および情報交換事業

（１）事業委員会

一般仲介部会・法人仲介部会合同主催にて、国土交通省より講師を招いてオンラインセミナーを実施し（令和 4 年 2 月）、同内容を 2 月から 3 月にかけて全 FRK 会員宛にオンデマンド配信した。（視聴数：258 回）

（テーマ）①令和 4 年度住宅税制改正（概要）
②不動産取引における書面の電子化について
③レインズの現在～今後の動き

（２）会員向け広報活動の推進

協会ホームページの「FRKマンスリー」を活用して、理事会・委員会等の協会活動、税制改正に関する情報等をタイムリーに分かり易く伝達するよう努めた。

１２．支部活動

各支部においては、支部の実情に応じて自主的な業務運営を行い、支部会員サービスの向上に努めた。

令和４年１月、４指定流通機構のシステム統合が行われたことに伴い、特にシステムの変更への対応が必要となった近畿支部、中・四国支部、九州支部では、会員向けの説明会等による変更点の周知、システム切替時の対応等に努め、円滑なシステム統合を実現した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本部から各支部への定例往訪は自粛し、支部総会等の開催においても、状況に応じて、郵便と電話等によるリモート対応を継続した。また、国土交通省の依頼に基づき、新型コロナウイルスによる業務影響について、定期的なヒアリングを行った。

各支部の業務運営は次のとおり。

（１）北海道支部

①支部総会等

４月 23 日に、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面と電話により支部総会を開催した。

②他団体との交流等

北海道不動産公正取引協議会に役員を派遣し、また地域の不動産業団体との間で相互交流、意見交換を行った。

（２）東北支部

①支部総会等

４月 23 日に、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面と電話により支部総会を開催した。

②他団体との交流等

宮城県不動産流通協議会、東北地区不動産公正取引協議会に役員を派遣した。また地域の不動産業団体との間で相互交流、意見交換を行った。

（３）中部支部

①支部総会等

4月22日に支部総会を実施した。

②他団体との交流等

愛知県コンサルティング協議会に役員を派遣する等、地域の不動産業団体との間で相互交流、意見交換を行った。

③指定流通機構のサブセンター業務

中部圏不動産流通機構のサブセンターとして、役員等を派遣するとともに、会員情報・登録物件情報の管理等の必須業務等を行った。

（４）近畿支部

①支部総会等

4月22日に支部総会を実施した。

②広報活動

10月3日、一般消費者を対象に「住み替えと暮らしのセミナー2021」をオンライン併用にて開催し、消費者の既存住宅流通への関心を高める活動を実施した。

③国土交通省意見交換会

10月21日、国土交通省近畿地方整備局と「心理的瑕疵　ハザードマップ　ＩＴ重説　サブリース契約」等について意見交換会を実施した。

④研修活動等

不動産取引実務研修・新人営業担当者研修については、新型コロナウイルス感染予防の観点から開催を見合わせた。

⑤指定流通機構のサブセンター業務

近畿圏不動産流通機構のサブセンターとして、役員等を派遣するとともに、機構の運営改善、適正利用活動に参加、協力を行った。

（５）中・四国支部

①支部総会等

4月26日に支部総会を実施した。

②他団体との交流等

広島県警察不動産連絡協議会に役員を派遣した。また、会員向けには、県有地売却情報、代替物件募集情報の提供を行った。会員間情報交換会については、新型コロナウイルス感染予防の観点から開催を見合わせた。

③指定流通機構のサブセンター業務

西日本不動産流通機構のサブセンターとして、役員等を派遣するとともに、会員情報・登録物件情報の管理等必須業務等を行った。

（６）九州支部

①支部総会等

4月23日に新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面と電話により支部総会を開催した。

②他団体との交流等

九州不動産公正取引協議会、福岡県コンサルティング協議会に役員を派遣するとともに、地域の不動産業団体との間で相互交流、意見交換を行った。新型コロナウイルス感染予防の観点から、研修等の活動は自粛した。

③指定流通機構のサブセンター業務

西日本不動産流通機構のサブセンターとして、役員等を派遣した。

（附属明細書　Ⅱ事業の状況　資料⑬）

１３．協会運営

（１）法人機関に関する事項

総会、理事会を以下のとおり開催した。

①令和3年5月7日　　第1回理事会

②令和3年5月27日　　定時総会

③令和3年5月27日　　臨時理事会

④令和3年6月24日　　理事会みなし決議

⑤令和３年７月２日　　臨時総会
⑥令和３年７月15日　　第２回理事会
⑦令和３年10月22日　　第３回理事会
⑧令和４年２月24日　　理事会みなし決議（第２回）
⑨令和４年３月25日　　第４回理事会
⑩令和４年３月25日　　臨時総会（第２回）
⑪令和４年３月25日　　臨時理事会（第２回）

（２）協会内IT環境の整備等

①業務の電子化等

協会全体の業務の電子化を継続的に進めた他、電子化の一環としてフロア更新等の事務局環境の整備に着手した。

また、各種研修においてオンライン講座が定着したことから、動画閲覧における機動性や出欠管理における利便性の向上を図るため研修申込システムの改修を行った。

②セキュリティ対策

協会ホームページおよび会員専用サイトならびに事務局内システムに対して、不正アクセス防止、脆弱性診断、セキュリティ監視等、複数のセキュリティ対策を継続的に行った。

（３）不動産イノベーションセンターへの寄付等

社会貢献活動として、不動産イノベーション研究センター（CREI）に対し、令和２年４月から５年間で30百万円の寄付を行うこととしている。令和３年度分６百万円の出捐を実施するとともに、同センターの運営に係る参与会議にも参画した。

（４）大規模災害発生時に国や自治体から協力要請があった場合の体制整備

大規模災害発生時の国や自治体からの協力要請に迅速に対応すべく、FRK会員で構成する「大規模災害時の借上型仮設住宅の媒介体制」について各社担当者の連絡先メンテナンスを行い、継続運営した。

以　上